

令和6年度「実施計画 兼 まちづくり達成状況報告書」（事務事業点検シート）

課等名： 防災危機管理課

シート No. : 63

作成日： 2025. 5/9

① 総合計画上の位置付けと事務事業の背景・目的と目標

後 期 基 本 計 画	施策の大綱	Ⅳ生活環境の充実	事務事業の背景・目的	事務事業の目標
	施策の目標	1 安全な暮らしを確保する	災害援護資金は、災害により、住居や家財に被害を受けた場合など、その世帯の立て直しを目的として設けられている貸付制度です。 当市では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により被害を受けた世帯に貸付を行いました。 償還については据置期間が 3 年であることから、平成 30 年度より順次償還をしていただいておりますが、災害による被害の影響等から償還が困難な対象者がいるのが現実です。 市では、対象者が無理なく、確実に償還できるよう、個別相談をするなど、被災者に寄り添って事業を実施していきます。	対象者からの償還が無くとも、市は県に対し償還することになるため、個別相談を実施し、収入状況に応じた分割償還や少額償還、支払いの猶予などの対応や、連帯保証人への相談を行うことで、確実な償還に繋がります。 また、対象者の状況次第では、償還の免除についても県や国に働きかけを行っていきます。
	施策	1 防災		
	施策内容	被災者に対する支援		
	その他、根拠法令及び分野別計画等	災害弔慰金の支給等に関する法律		
事務事業名		災害援護資金		

② アクティビティ（活動・事業）とアウトプット（結果）

③ インプット（投入）

アクティビティ（活動・事業）		アウトプット（結果）			R 6 予算額	R 6 決算額
活動名・事業名 （対象年）	R 6 活動・事業内容	指標（単位）	R 6 目標値	R 7 目標値		
			R 6 実績値	R 8 目標値		
償還金納付資料送付 （R6・7・8）	債務者本人に対し、償還についての案内文、償還計画表、納付書を送付し、償還漏れが無いようにします。	送付件数（件）	60	50	千円	千円
			83	30		
償還督促・催告状発送 （R6・7・8）	納付期限を過ぎても償還がされない債務者本人及び連帯保証人に対し、督促状、償還計画表、納付書を送付し、償還を促します。	送付件数（件）	20	20	千円	千円
			36	20		
納付相談 （R6・7・8）	現在の償還計画では支払いが困難な対象者と個別面談を行い、収入状況等を勘案して分割償還や少額償還等の手続を行い、結果として償還に繋がります。	相談回数（回）	10	10	千円	千円
			3	10		
臨戸訪問 （R6・7・8）	督促を行っても償還がされない債務者本人及び連帯保証人に対し、対象者の状況に合わせ、個別に自宅等に訪問を行い、状況確認及び償還を促します。	訪問回数（回）	20	20	千円	千円
			20	20		
弁護士相談 （R6・7・8）	臨戸訪問等を行っても償還がされない対象者に対し、法的手段を検討するため、弁護士に相談を行います。	相談回数（回）	1	4	千円	千円
			1	4		
					千円	千円
					千円	千円
					千円	千円
					千円	千円
					千円	千円

④ アウトカム（成果）

指標名	目標値	R 6 実績値
臨戸訪問による償還金額（円）	1, 000, 000 円 （R6）	1, 571, 601 円
償還完了件数（件）	68 件 （R9）	22 件
償還免除件数（件）	3 件 （R9）	0 件

⑤ 点検・改善

業務の振り返り	改善の余地			
臨戸訪問により、債務者本人や連帯保証人から償還されるケースがあり、臨戸訪問は一定の効果が見られました。 しかし、債務者の在宅時間に合わせ、夜に訪問することで担当職員の身体的負担や、時間外手当による費用負担が発生することから、むやみに訪問を増やせばよいものではないと感じています。 また、償還免除については、県に対して個別相談を行っていますが、現時点で償還を免除するためのハードルは高いと感じています。	☒ コスト	☐ 活動	☐ 成果	☒ その他
	今後の方向性			
	事前調査を入念に行ったうえで償還の可能性がある対象者に絞り臨戸訪問を続けていきます。 また、来年度は償還されない対象者に対する法的手段の検討のため、弁護士への相談を積極的に行っていきます。			